

請 願 文 書 表

| | |
|-------------------|---|
| 受 理 番 号 | 請 願 第 4 2 号 |
| 件 名 | 生活保護老齡加算の早期復活を求める意見書の提出について |
| 紹 介 議 員 | 渋谷明治 |
| 要 旨 | <p>政府は、昨年 12 月に段階的に廃止した生活保護の母子加算を復活しました。これにより「子供にクリスマスプレゼントができた」「久しぶりに子供の衣類が買えた」など、母子家庭が普通の生活を取り戻すことができました。</p> <p>しかし、母子加算と同じ理由で廃止された老齡加算は、高齡者の強い願いに反し、いまだに復活していません。</p> <p>老齡加算は、70 歳以上の高齡者に対し、冠婚葬祭費、被服費、食料品費など高齡者特有の需要を補うために支給されていました。2004 年度からの段階的廃止により、一人世帯高齡者の生活保護費(2 級地の 1)は、月額 1 万 6,680 円(約 20%)も引き下げられました。</p> <p>老齡加算廃止によって、高齡者の生活は一層大変になりました。「知り合いの葬式に香典を持って行けなくなった」「食事を 1 日 3 回から 2 回に減らした」「新聞の購読をやめた」「猛暑だがクーラーをつけることができなくなった」など、多くの高齡者の生活実態は、もはやこれ以上放置できない状態になっています。</p> <p>6 月 14 日、福岡高裁は、生活保護老齡加算の廃止は生存権侵害に当たるとして、その取り消しを求めた福岡生存権裁判で、原告全面勝訴の判決を言い渡しました。判決理由は、老齡加算廃止決定は、生活保護制度の在り方に関する専門委員会が考慮事項とした「高齡者世帯の最低生活水準の維持」や「激変緩和措置」について十分考慮しておらず、裁量権の逸脱濫用に当たるとし、「正当な理由がない不利益変更にあたり違法」と述べています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p> |
| 付 託 年月日 委員会 | 平成 22 年 9 月 15 日 市民厚生常任委員会 |
| 受 理 | 平成 22 年 9 月 8 日 第 2 5 2 号 |

このように、老齡加算廃止は、生活保護高齡者の人間らしく生きる権利、生存権を侵害し、しかも「正当な理由のない不利益処分」であって、速やかに復活し、高齡者を救済することが必要です。さらに、全国 40 万人を超える高齡者の「代表者」として老齡加算の復活を求める訴訟を起こした 100 名の原告は、90 歳代、80 歳代の高齡者が多いことから、一日も早い救済が切に望まれています。

以上のことから、貴議会におかれまして下記の事項について地方自治法第 99 条による意見書を関係機関に提出されるよう請願します。

記

- 1 生活保護の老齡加算を直ちに復活させること。